

第4回座間味村議会臨時会

第1日目

11月8日

平成29年第4回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年11月8日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成29年11月8日 午前9時00分 議長宣言		
	閉 会	平成29年11月8日 午前9時05分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番		8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	3 番	宮 平 喜 文		
会 議 録 署 名 議 員	7 番	中 村 勇	1 番	宮 平 清 志
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	副 村 長	宮 平 真由美		
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	総務・福祉課長	松 田 力		

平成29年第4回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成29年11月8日午前9時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	発議第3号	普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議
4	発議第4号	普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書
5	発議第5号	米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議
6	発議第6号	米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成29年第4回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午前9時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 中村 勇議員及び1番 宮平清志議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．発議第3号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議についてを議題とします。

発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第3号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第3号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第3号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

発議第3号

平成29年11月8日

座 間 味 村 議 会
議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会
議員 中村 秀 克
賛成者 座間味村議会
議員 中 村 勇

普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する抗議決議

去る10月11日午後5時過ぎ、米軍普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着炎上する事故が発生した。

事故現場周辺においては、6カ所のヘリパッド建設が強行された結果、民間地上空での訓練が激化し、いつ事故が発生するか分からないという訴えが相次ぐ中、事故が発生したものである。

事故現場は、民間の牧草地で民家から数百メートルしか離れておらず、県道70号線にも近接していることから、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い衝撃を与えるとともに、地元住民の不安と恐怖ははかり知れないものがある。

米軍航空機の事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生しており、普天間基地所属のMV22オスプレイが、昨年12月13日訓練中に名護市安部の海岸に墜落事故を起し、さらに同日、別機が普天間飛行場で胴体着陸するという事故が連続して発生した。また、今年に入り、6月6日に伊江島補助飛行場、6月10日に奄美空港、8月29日に大分空港、9月29日には新石垣空港に緊急着陸するというトラブルを立て続けに起こすなど異常な事態となっている。

米軍機に関する事故については、その都度、県議会や地元市町村議会などが米軍や関係機関に繰り返し抗議決議を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

日米両政府においては、米軍機による事故が頻発している実態を真摯に受け止め、県民の過重な基地負担の確実な軽減を図るよう、より一層全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は、県民の生命・財産を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要求する。

記

- 1 CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故の原因を究明し、速やかに公表すること。
- 2 事故原因の究明、安全性が確保されるまで同型機の飛行を一切中止すること。
- 3 民間地上空および水源地上空での米軍航空機の飛行訓練を中止すること。
- 4 東村高江周辺6カ所のヘリパッドの使用を禁止すること。
- 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上決議する。

平成29年11月8日

沖縄県座間味村議会

あて先

駐日米国大使
在日米軍司令官
第3海兵遠征軍司令官
在沖米国総領事

日程第4. 発議第4号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書についてを議題とします。

発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第4号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号 普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

発議第4号

平成29年11月8日

座 間 味 村 議 会
議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会
議員 宮 平 清 志
賛成者 座間味村議会
議員 宮 平 讓 治

普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

普天間基地所属CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故に関する意見書

去る10月11日午後5時過ぎ、米軍普天間基地所属のCH53E大型輸送ヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着炎上する事故が発生した。

事故現場周辺においては、6カ所のヘリパッド建設が強行された結果、民間地上空での訓練が激化し、いつ事故が発生するか分からないという訴えが相次ぐ中、事故が発生したものである。

事故現場は、民間の牧草地で民家から数百メートルしか離れておらず、県道70号線にも近接していることから、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に強い衝撃を与えるとともに、地元住民の不安と恐怖ははかり知れないものがある。

米軍航空機の事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生しており、普天間基地所属のMV22オスプレイが、昨年12月13日訓練中に名護市安部の海岸に墜落事故を起し、さらに同日、別機が普天

間飛行場で胴体着陸するという事故が連続して発生した。また、今年に入り、6月6日に伊江島補助飛行場、6月10日に奄美空港、8月29日に大分空港、9月29日には新石垣空港に緊急着陸するというトラブルを立て続けに起こすなど異常な事態となっている。

米軍機に関する事故については、その都度、県議会や地元市町村議会などが米軍や関係機関に繰り返し抗議決議を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に怒りを覚えるとともに、米軍の安全管理体制の不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

日米両政府においては、米軍機による事故が頻発している実態を真摯に受け止め、県民の過重な基地負担の確実な軽減を図るよう、より一層全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は、県民の生命・財産を守る立場から今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要求する。

記

- 1 CH53E大型輸送ヘリ不時着炎上事故の原因を究明し、速やかに公表すること。
- 2 事故原因の究明、安全性が確保されるまで同型機の飛行を一切中止すること。
- 3 民間地上空および水源地上空での米軍航空機の飛行訓練を中止すること。
- 4 東村高江周辺6カ所のヘリパッドの使用を禁止すること。
- 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年11月8日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄特命全権大使

沖縄防衛局長

日程第5．発議第5号 米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議についてを議題とします。

発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第5号 米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号 米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

発議第5号

平成29年11月8日

座間味村議会
議長 宮里祐司 殿

提出者 座間味村議会
議員 垣花太郎
賛成者 座間味村議会
議員 中村秀克

米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する抗議決議

去る8月5日、米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイがオーストラリア東部の沖合で、米艦船に着艦しようとした際に海面に墜落し、乗員3人が死亡する事故が発生した。

オスプレイについては、開発段階での試験飛行や実戦配備後に墜落等を繰り返し、多数の犠牲者を出していることからその安全性をめぐり構造上の欠陥が指摘されていた機体であり、沖縄県議会をはじめ、県内全市町村議会において配備反対の抗議決議を行い、さらに配備撤回を求めた「建白書」を提出するなど多くの県民の配備反対の声があるにもかかわらず強行配備されたものである。

オスプレイに対する県民の不安が一向に払拭されない中、昨年12月13日、訓練中に名護市安部の海岸に墜落事故を起こし、さらに同日、別機が普天間飛行場で胴体着陸するという事故が連続して発生した。また、今年に入り、6月6日に伊江島補助飛行場、6月10日に奄美空港、8月29日に大分空港、そして去る9月29日には新石垣空港に緊急着陸するというトラブルを立て続けに起こしており、県民の米軍及び日米両政府に対する不信感が一層募っている。

今回の事故を受け、日本政府は米側に対しオスプレイの飛行自粛を求めたが、米軍はこの要請を事実上拒否する形でその2日後には飛行を強行した。

このように日本政府の要請を一顧だにせず、運用上の必要性を理由に県民の声を無視し続ける県民軽視の米軍の姿勢に憤りを禁じ得ない。

日本政府は、米側に対し県民の基地負担軽減に向けた強い決意のもとで毅然とした対応をとるべきであり、また、日米両政府においては、県民の目に見える形での基地負担の軽減を図るようさらに全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し嚴重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要求する。

記

- 1 オスプレイ墜落事故の原因を徹底的に究明し、速やかに公表すること。
- 2 事故原因の究明、安全性が確保されるまでオスプレイの飛行を一切中止すること。
- 3 民間地上空での米軍航空機の飛行訓練を中止すること。
- 4 閣議決定された普天間飛行場の5年以内の運用停止を図ること。
- 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、決議する。

平成29年11月8日

沖縄県座間味村議会

あて先

駐日米国大使
在日米軍司令官
第3海兵遠征軍司令官
在沖米国総領事

日程第6．発議第6号 米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書についてを議題とします。
発議第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第6号は、提案理由を省略することに決定しました。
これから発議第6号 米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第6号 米軍MV22オスプレイ墜落事故に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

発議第6号

平成29年11月8日

座 間 味 村 議 会
議 長 宮 里 祐 司 殿

提出者 座間味村議会
議員 中 村 勇
賛成者 座間味村議会
議員 宮 平 清 志

米軍MV 2 2 オスプレイ墜落事故に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

米軍MV 2 2 オスプレイ墜落事故に関する意見書

去る 8 月 5 日、米軍普天間飛行場所属の MV 2 2 オスプレイがオーストラリア東部の沖合で、米艦船に着艦しようとした際に海面に墜落し、乗員 3 人が死亡する事故が発生した。

オスプレイについては、開発段階での試験飛行や実戦配備後に墜落等を繰り返し、多数の犠牲者を出していることからその安全性をめぐり構造上の欠陥が指摘されていた機体であり、沖縄県議会をはじめ、県内全市町村議会において配備反対の抗議決議を行い、さらに配備撤回を求めた「建白書」を提出するなど多くの県民の配備反対の声があるにもかかわらず強行配備されたものである。

オスプレイに対する県民の不安が一向に払拭されない中、昨年 1 2 月 1 3 日、訓練中に名護市安部の海岸に墜落事故を起こし、さらに同日、別機が普天間飛行場で胴体着陸するという事故が連続して発生した。また、今年に入り、6 月 6 日に伊江島補助飛行場、6 月 1 0 日に奄美空港、8 月 2 9 日に大分空港、そして去る 9 月 2 9 日には新石垣空港に緊急着陸するというトラブルを立て続けに起こしており、県民の米軍及び日米両政府に対する不信感が一層募っている。

今回の事故を受け、日本政府は米側に対しオスプレイの飛行自粛を求めたが、米軍はこの要請を事実上拒否する形でその 2 日後には飛行を強行した。

このように日本政府の要請を一顧だにせず、運用上の必要性を理由に県民の声を無視し続ける県民軽視の米軍の姿勢に憤りを禁じ得ない。

日本政府は、米側に対し県民の基地負担軽減に向けた強い決意のもとで毅然とした対応をとるべきであり、また、日米両政府においては、県民の目に見える形での基地負担の軽減を図るようさらに全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要求する。

記

- 1 オスプレイ墜落事故の原因を徹底的に究明し、速やかに公表すること。
- 2 事故原因の究明、安全性が確保されるまでオスプレイの飛行を一切中止すること。
- 3 民間地上空での米軍航空機の飛行訓練を中止すること。
- 4 閣議決定された普天間飛行場の 5 年以内の運用停止を図ること。
- 5 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年11月8日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄特命全権大使

沖縄防衛局長

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成29年第4回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前9時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 中 村 勇

署名議員 宮 平 清 志